

「別記」

平成28年村上市訓令第 号

村上市総合教育会議設置要綱の一部を改正する要綱

村上市総合教育会議設置要綱（平成27年村上市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 村上市教育長及び村上市教育委員（以下「教育委員会」という。）

第3条、第5条及び第15条第1項ただし書中「教育委員」を「教育委員会」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。